

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室規程

平成25年9月11日
規則第 117 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の4第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室（以下「センター分室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センター分室は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）との緊密な連携のもとで、教育プログラムの共同実施を行うことにより、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 四国地区国立大学における教育プログラムの共同実施の支援に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 前2号の業務を円滑に行うための全学的な連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センター分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）

(分室長)

第5条 分室長は本学の専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

- 2 分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、分室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、総合情報メディアセンターの専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 分室長は、センター分室の業務を掌理する。

- 2 専任教員は、分室長の職務を助け、センター分室の業務を遂行する。
- 3 兼任教員は、センター分室の専任教員とともにセンター分室の業務を遂行する。
- 4 分室職員は、センター分室の業務に従事する。

(事務)

第8条 センター分室に関する事務は、総合情報メディアセンター事務課及び教育センター事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センター分室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年9月11日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される分室長及兼任教員の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。